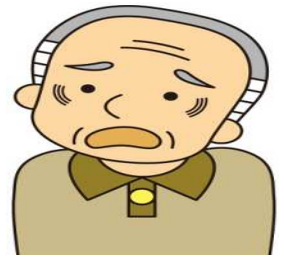


民事訴訟の裁判のハガキ

『民事訴訟の裁判』というハガキが届いた。
過去の契約で何かトラブルがあったのか？
記憶があいまいで不安だ。どうすればいいか？



問合せ先に絶対に連絡をしてはいけません！

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(く)498 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成 29 年 12 月 25 日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

**絶対に電話を
かけてはいけ
ません！
電話をかけさ
せることを狙
ったハガキで
す。**

**期限を切っ
てあせらせ
るのが、詐欺
グループの
手口です。**



裁判所からハガキでこのような通知が届く
ことはありません。

ハガキに記載された電話番号にかけると
次の詐欺被害に遭うおそれがあります。

普段から消費者トラブルについて情報を得るようにし、
被害を防ぐ力を養うことが大切です。

不安なときは **射水市消費生活センター**
☎ 5 2 - 7 9 7 4 にご相談ください。